

公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所運営委員会規程

制 定 平成 30 年 4 月 1 日 規程第 34 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所規程第 6 条の規定に基づき、木原生物学研究所運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 木原生物学研究所（以下「研究所」という。）の運営計画に関すること。
- (2) 研究所で実施する教育指導に関すること。
- (3) 研究所で実施する行事に関すること。
- (4) 研究所で執行する研究費に関すること。
- (5) その他、研究所の運営に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 木原生物学研究所長（以下「研究所長」という。）
- (2) 研究所を構成する専任教員
- (3) 研究所長が指定する連携大学院客員教員

2 委員会に委員長を置き、委員長は研究所長とする。

(会議の招集等)

第 4 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議長に、委任状をもって自己の権限を委任することができる。その場合、委任状をもって、前項に定める出席があったものとみなす。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前条の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 5 条 委員会は、その審議事項に関する専門の事項を調査又は協議させるため、専門委員会を設置することができる。

- 2 前項の規定により、専門委員会はその調査又は協議の結果を委員会に報告するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育推進課で行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則（平成30年規程第34号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。